官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（厚生労働一）　一
〔告　示〕
○元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（厚生労働二）　四三
〔官庁報告〕
国家試験
二千十九年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告（人事院）　四三
二千十九年度税務職員採用試験公告（同）　四四
令和元年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　四五
令和元年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　四六
令和元年普及指導員資格試験（公告）（農林水産省）　四六
令和元年度放射線取扱主任者試験の施行について（原子力規制委員会）　四八

省　令

○厚生労働省令第一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

厚生労働大臣　根本　匠

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（表面）及び様式第二号（表面）中「平成」を「令和」に改める。